

確定申告はお早めに

問い合わせ
税 務 課 ☎0794(35)0358(直)
加古川税務署 ☎0794(21)2951(代)

●申告と納税は期限内に!
所得税・贈与税
3月15日(月)まで
消費税(個人事業者)
3月31日(水)まで

●確定申告書のお問い合わせ
や提出は加古川税務署へ

▼相談日 月曜日～金曜日(土・日・祝日は休み)
▼相談時間 午前9時～午後5時(正午～午後1時を除く)
▼問い合わせ
所得税・消費税に関すること
☎0794(21)2953
贈与税に関すること
☎0794(21)2954
※2月22日・29日の日曜日は、確定申告の相談・申告書の受け付けを行います。
※完成した申告書の提出は郵送が便利です。
〒675-8567(個別番号)
加古川市加古川町木村字木寺5-1
2 加古川税務署 個人課税部門

2月16日(月)から、所得税の確定申告と町県民税、国民健康保険税の申告が始まります。自分で申告書を作成し、3月15日(月)までに申告してください。
役場1階の税務課には「所得税の確定申告の手引き」などがありますので、参考にしてください。
なお還付申告は、2月16日(月)以前でも税務署で受け付けています。

所得 税

所得税は、平成15年の1年間(1～12月)の所得の状況を最もよく知る納税者自身が、所得と税額を正しく計算し、納税することになっていきます。この手続きが確定申告です。

サラリーマンなど 給与所得の方

サラリーマンの給与収入にかかる所得税は、毎月の給与やボーナスから源泉徴収され、12月の年末調整によって1年間の納税が完了しますので、確定申告

申告する必要がある方

しかし、サラリーマンなど給与所得の方でも、次のような方は申告が必要です。

- ① 昨年の給与の収入額が2千万円を超える方
- ② 給与を1カ所から受けている場合で、給与以外の所得金額(不動産所得など)が20万円を超える方
- ③ 給与を2カ所以上から受けている場合で、年末調整された給与以外の給与の収入額と、給与以外の所得金額との合計が20万円を超える方

申告する必要がない方

① 商売など個人で事業を営んでいる方

② 不動産収入(家賃や地代など)がある方

③ 土地や建物などを売った方

④ 年金を受けている方で、年金以外の収入がある方や、社会保険料控除・生命保険料控除などを受けられる方

※①～④に該当する方でも、平成15年中の所得合計額が基礎控除、配偶者控除、扶養控除などの所得控除の合計を超えない方は、確定申告は不要です。

通常は確定申告の必要のない方でも、確定申告をすると所得税が還付される場合があります。

町県民税

確定申告をされる方と、勤務先から役場へ給与の支払報告書が提出されている方は必要ありません。

申告が必要な方

- ① 平成16年1月1日現在、町内に住所があり、昨年中に所得があった方
- ② サラリーマンで、次のいずれかに該当する方
 - ・勤務先から役場へ給与の支払報告書が提出されていない方
 - ・給与以外に、家賃や地代、農業などの所得があり、その合計額が20万円以下の方(20万円を超える場合は、所得税の確定申告が必要です)

・平成15年中に退職し、その後再就職しなかったため年末調整を受けられなかった方
・所得税がかからない方で、雑損控除、医療費控除を受けようとする方

申告に必要なもの

所得税の確定申告と同じです。申告書は税務課にあります。

国民健康保険税

国民健康保険に加入している方は必ず申告してください。ただし、所得税の確定申告が、町県民税の申告をされる方は必要ありません。

所得が少ない方については、負担を軽くするため、状況に応じて国民健康保険税が軽減される場合があります。申告がなければ、その措置が受けられません。収入がなかった方も、必ず申告してください。

申告に必要なもの

所得税の確定申告と同じです。申告書は税務課にあります。
※申告期限は4月15日(木)です。

申告相談会場

場 所：播磨町役場第1庁舎
2階203会議室
期 間：2月16日(月)～3月15日(月)
相談時間：午前9時～午後5時
(正午～午後1時を除く)
相談内容：町県民税、国民健康保険税、一部の所得税申告

▼問い合わせ 税務課 ☎0794(35)0358
町県民税と国民健康保険税のお問い合わせは税務課へ

所得税還付専用会場
加古川市役所新館10階
期間は3月5日(金)までです。

●相談時間 午前9時～午後4時
(正午～午後1時を除く)
●相談内容 所得税還付申告

所得税(全般)申告会場
加古川税務署

●相談時間 午前9時～午後5時
(正午～午後1時を除く)
●相談内容 すべての所得税申告

◎自書申告にご協力を!
税務署では、納税者の方々が申告書などを作成される場所を提供し、職員は申告書など作成の助言を行う方式(自書申告)を推進しています。これは、申告書などを自分で作成できれば、翌年から税務署へ行かなくても済むという納税者の方々の利便を考慮したものです。
ご理解の上、「確定申告の手引き」や「前年分の申告書控」などを参考に確定申告書をご自分で正しく作成し、早期に提出されますようご協力をお願いします。
税務署や地区申告相談所にお越しの場合には、「前年分の収支内訳書や申告書の控」などをご持参ください。
また、確定申告書の提出や納税を期限までにしなかったり、税額を少なく申告していたときには、加算税や延滞税を納めなければならない場合がありますのでご注意ください。

◎国税庁ホームページ「所得税の確定申告書作成コーナー」
国税庁ホームページに、パソコン画面から金額などの必要事項を入力することにより、税額などを自動計算し、確定申告書が作成できる「所得税の確定申告書作成コーナー」があります。ぜひご利用ください。
国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>

◎税理士による地区申告相談所が開設
確定申告が必要な方(主に、営業所得や不動産所得などの収支計算を必要とする事業所得のある方や、平成15年中に新たに事業を開始された方)のための申告相談所を、次の会場で開設します。(前年分の収支内訳書の控や申告書の控・筆記用具・計算器具をご持参ください)
なお、町県民税・国民健康保険税の申告および譲渡所得・贈与税・相続税関係の相談は行っていません。
▶期間 3月2日(火)～4日(木)
▶時間 午前10時～午後4時
(正午～午後1時を除く。午前9時30分受け付け開始)
▶場所 中央公民館

申告で税が還付される方
通常は確定申告の必要のない方でも、確定申告をすると所得税が還付される場合があります。

●申告に必要なもの
・申告書と印鑑(申告書は会場にもあります)
・控除に必要な書類(国民年金保険料・社会保険料・医療費の領収書、生命保険料・損害保険料の控除証明書など)
・給与・年金の源泉徴収票
・銀行などの口座番号が分かるものと届け出印(所得税を口座振替で納付される方や、還付申告をされる方)

●申告に必要なもの
詳しくは税務署までお問い合わせください。
① 平成15年中に退職し、その後再就職しなかったため、年末調整を受けられなかった場合
② 病気やけがなどで多額の医療費を支払った場合(医療費控除)
③ 災害や盗難にあって、住宅や家財に損害を受けた場合(雑損控除)
④ 住宅ローンを利用して、マイホームを購入したり増改築をした場合(住宅借入金等特別控除)

●控に受付印が必要な場合
申告書の控に受付印が必要な場合は、提出用と同時に提出してください。(提出後の控への受付印の押印はできません)
なお、郵送で提出される場合は、返信用切手を貼り付けた返信用封筒も同封してください。